

後期高齢者医療制度に関するQ&A

Q 1 後期高齢者医療制度は、なぜ創設されるのですか？

A 後期高齢者の医療費は今後ますます増大する見込みです。この医療費を安定的に確保するために現役世代と高齢者の負担を明確にし国民全体で支える仕組みとします。これまでの国保は市町村単位の運営でしたが都道府県単位の保険制度とし高齢者の医療をしっかりと支えていきます。また高齢者は複数の病気にかかったり治療が長期化する傾向があり、こうした特性を踏まえた生活を支える医療を目指します。このため独立した医療制度として後期高齢者医療制度が創設されることになりました。

Q 2 保険料はどのようにして納めるのですか？

A 現在、年金の受給を受けている方（年額18万円以上）は、年金から天引きされます。それ以外の方は納付書で市町村、または指定されている金融機関窓口で納めることになります。

Q 3 現在、国民健康保険に加入しており国保税を納付しています。後期高齢者医療保険へ加入後、保険料と国保税を納付していかなければなりませんか？

A 後期高齢者医療に該当した月から保険料を納めていただくこととなりますので、国保税の納付は必要ありません。二重にかかることはありませんのでご安心ください。

Q 4 現在、年齢は77歳ですが、息子の扶養で社会保険に加入しています。後期高齢者医療保険加入後は、保険料の負担が発生すると聞きましたがいくらになりますか？

A 4月1日以前に社会保険の扶養になっている方は、平成20年度の保険料が半年間分(4月から10月までの分)無料となり、残りの半年間は均等割額(38,426円)を5割軽減し、その額をさらに9割減額した金額(1,900円)を支払うこととなります。

Q 5 現在、健康保険組合に加入している娘の扶養となっています。平成20年11月1日で75歳になり、後期高齢者医療に加入すると聞きましたが、保険料はいくらになりますか？

A 資格を取得した11月から、均等割分の5割軽減し、その金額をさらに9割軽減した額(1,900円)を加入月数の月割の額を負担していただきます。11月から3月までの5か月間となりますので、保険料は1,600円となります。

【お問い合わせ先】 藤里町町民生活課 健康福祉係 ☎79-2113
秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎018-838-0610

国民健康保険 平成20年4月1日から始まる新制度のポイント

●70～74歳の方の患者負担が1割に据え置かれます

70～74歳の方※の患者負担については、平成20年4月から2割に見直されることとなっていました。平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれます。現在「国民健康保険高齢受給者証」の一部負担金の割合に「2割(平成20年3月31日までは1割)」と記載されている方には新しい受給者証を郵送いたします。

※すでに3割負担をいただいている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除かれます。

●退職者医療制度の廃止(経過措置として平成26年度までは存続します)

新しい高齢者医療制度の創設に伴い退職者医療制度は廃止されます。経過措置として、平成20年4月以降対象になる方は以下のとおりです。

1. 65歳未満で国保に加入している方(これまでは75歳未満)
2. 厚生年金や共済年金などの年金を受けられる方で、20年以上もしくは40歳以降に10年以上被用者年金に加入していた方

この改正に伴い、退職医療制度から一般の国保へ異動となる方には、新しい被保険者証を郵送いたします。

【お問い合わせ先】 町民生活課 健康福祉係 ☎79-2113 (内線135)